

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名： 水道事業会計

事業名	末端給水事業		
事業開始年月日	昭和34年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名	伊予市	職員数 (H24. 4. 1現在)	11
構成団体名	伊予市		
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 (年度) 計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、該当年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	92.5 (21年度)	財政力指数	0.42 (H22年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	(年度)	財政力指数 (臨時償還替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	88.3 (H21年度)	実質公債費比率 (%)	15.2 (H22年度)
		将来負担比率 (%)	102.9 (H21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時償還替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債償還前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	繰上償還に係る伊予市水道事業経営健全化計画
計画期間	平成24年度～平成28年度
計画策定責任者	伊予市長 中村 佑
既存計画との関	なし
公表の方法等	計画承認後、ホームページにより市民へ公表。
基本方針	数年来の黒字経営を維持しながら、引き続き安定経営を目指す。給水収益については、伸び悩み傾向がみられ、平成23年度9月から、約12%の料金改定を行いより一層の経営健全化を図っている。今後も計画的な料金改定を実施していく必要がある。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	12,839.3			12,839.3
	補償金免除額	1,511.6			1,511.6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)
 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に()書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	下水道事業債	12,839.3			12839.3
	合 計 (A)	12,839.3			12839.3
※上記のうち (一般会計負担分)					
	合 計 (B)	12,839.3			12839.3
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
※上記のうち (再掲)					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>本市の伊予地域においては、人口の集中する市の中心地域に給水している上水道がある。</p> <p>この上水道は、昭和31年に創設され、以降、地域経済の発展と都市化による水環境の変化に伴い7回の拡張事業が展開され、普及率は98.3%になっている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 水道使用量の減少による料金収入の伸び悩み</p> <p>平成23年度に水道料金を改定したものの、給水人口の伸びが鈍化したことや、節水機器の普及・ライフスタイルの変化、また、節水意識が定着したことが影響し、料金収入は伸び悩み傾向にある。</p> <p>課 題 ② 計画的な水道料金改定の実施</p> <p>一般的に料金改定の算定期間は3年から5年といわれている。水道事業は、独立採算をベースとする企業会計であり、水需要の低下に伴い、事業収益は減少することが見込まれる。健全な経営を維持するため、計画的な水道料金改定を実施する必要がある。</p> <p>課 題 ③ 財政運営の健全化</p> <p>借入金への依存度を低下させるため、国庫補助制度を最大限活用するとともに、最低限の受益者負担を求めるなど、適正な財源確保を図りながら、借入金の抑制に努める必要がある。</p> <p>課 題 ④ 施設や管路の計画的な耐震化の実施</p> <p>浄水場や配水池等の主要施設の耐震診断を実施し、必要に応じて効率的に耐震補強等を行う。また、管路の布設年度、管種、漏水履歴を考慮し、計画的かつ効率的な管路の耐震化を図ることが急務である。</p> <p>課 題 ⑤ 漏水防止対策の強化</p> <p>水資源の有効利用及び有収率の向上を図るため、漏水調査の継続的な実施と老朽管及び漏水履歴を考慮し、計画的な管路の布設替えを行う必要がある。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(単位:%)

(3) 経営指標等

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)										
料金回収率※ (%)	101.1	100.3	101.0	99.9	102.4	102.0	102.0	102.0	101.0	101.0
資本費 (円又は%)	93.1	92.6	92.5	92.9	95.0	95.0	95.0	95.0	94.0	94.0
総収支比率(法適用) (%)	104.7	103.4	104.3	102.9	105.3	105.0	105.0	105.0	104.0	104.0
経常収支比率(法適用) (%)	104.8	103.7	104.4	103.0	105.4	105.0	105.0	105.0	104.0	104.0
営業収支比率(法適用) (%)	128.7	124.9	125.2	122.7	124.9	124.0	124.0	124.0	123.0	123.0
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)									
	資本的収入分 (%)									
	うち基準内繰入金 (%)									
	うち基準外繰入金 (%)									

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

- (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100
 - (3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100
 - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
 - (5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100
 - (6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100
 - (7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100
- 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。
- (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
 - ・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100
 - ※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - ※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
 - 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
 - ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量
 - イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量
 - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
 - ・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100
 - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。
- 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・料金設定の考え方：適正な料金原価に、資産維持費(事業報酬)等を加えた、損益ベースによる「総括原価方式」により算定。 ・料金水準の考え方：県内の市の料金と近隣市町の料金を参考に中位以下となるよう設定。 ・料金収入の見込み：平成24年度（税込 618,612,000円）（税抜 589,154,514円） （平成23度から平成26年度の4年間の総括原価方式により算定し、改定率を約12%とした料金改定を平成23年9月から実施している。）
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設耐震化整備事業 事業年度予定：平成28年度～平成32年度 一般会計からの出資金：410,200,000円 出資金算出根拠：企業債と同額を出資金として受け入れる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設耐震化整備事業 事業年度予定：平成28年度～平成32年度 総事業費：1,290,000,000円 財源内訳：国庫補助金=378,333,000円・企業債=410,200,000円・出資金=410,200,000円・一般財源=91,267,000円 ・資産売却は予定していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

一般会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 定員管理 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 		<p>・平成19年度11名、平成20年度12名、平成21年度12名、平成22年度11名、平成23年度10名、平成24年度11名の推移となっているが、今後は、現状維持あるいは業務量の変化に応じた適切な規模の組織を効率的に編成し、行政評価を推進しコストの削減に取り組む。</p> <p>・その都度、国と同様の改定を行っている。 地域手当の支給地域なし。(長期派遣職員には国の指定基準に基づく支給)</p> <p>・地方公共団体の技能労務職員の給与が同種の民間事業の従事者に比べて高い水準にあると指摘されていることから、総務省の発した「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」の趣旨を踏まえ、技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定した。(H20.3策定及び公表)</p> <p>・退職時特昇の制度なし。</p> <p>・市町村職員共済組合への事業主負担は法定通り適正に行われている。</p> <p>・機能的かつ効率的な組織・体制の構築と経営の安定化を図るため、職員の資質の向上と事務・業務の見直しによる民間委託の検討をするほか、PDCAマネジメントサイクル導入による水道施設・整備の効率的な運営・実施に努め、コスト縮減を図る。</p> <p>・今後、業務量の増加と職員の減少に備え、将来の業務内容と効率化に向けた対策を構築し、施設全般の運転管理など可能な業務について、外部委託を考慮しなければいけない。</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		・県内の他市町と比較して、中位程度であり著しく低い料金水準ではない。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		・市民参加による公正で開かれた水道行政を推進するために、給水状況、経営状況、財政状況等を広報紙、ホームページ等で公表している。
○ 行政評価の導入		・合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民の視点に立った市政運営を展開し情報を共有することで、市民参加型の行政活動を行うため、平成17年度から取り組んでいる。
4 その他	②	・平成23度から平成26年度の4年間の総括原価方式により算定し、改定率を約12%とした料金改定を平成23年9月から実施しており、平成24年3月末日で約14,000,000円の水道料金収入の増があった。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

- 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度収支の均衡に努め、また、経営改善の促進による、経費の削減、業務の減量化、並びに、自助努力の継続による経営基盤の強化を図ることが重要であると考え
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営効率化について、事業活動ごとの人件費、委託料等の維持管理経費、補修費、減価償却費等の詳細な内訳を把握した上で、これらを定量化またはビジュアル化することが、経営資源の最適活用に繋がり、経営効率化が図られると考える。 ・料金適正化について、一般的に料金の算定期間は3年から5年と言われている。料金の算定においては、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎としなければならないものと考え、平成23年度から平成26年度の4年間の総括原価方式により算定し、改定率を約12%とした料金改定を平成23年9月から実施している。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・基準外繰出しは、現在ない。
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【新規計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課 題	目標又は実績	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	計画合計
	累積欠損金比率												
	企業債現在高	3,948	3,904	3,865	3,824	4,031		3,583	3,374	3,183	2,981	2,853	
【収入の確保】													
2	料金改定率					12							
	改善効果額(料金の適正化)					14		43	43	43	43	43	215
	未収金の徴収対策												
	改善効果額												
	一般会計負担金の額												
	改善効果額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善効果額(収入増額)												
	その他()												
	改善効果額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善効果額												
	給与水準												
	改善効果額												
	その他()												
	改善効果額												
	維持管理費等												
	改善効果額(適正化)												
	工事コスト												
	改善効果額(縮減額)												
	その他()												
	改善効果額												
							計画前5年間改善効果額 合計						14
													改善効果額 合計 A
													215
													<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)
													2

注 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
年間総有収水量 (千m ³)	3629	3,615	3,626	3,664	3,587	3,788	4,246	4,250	4,267	4,261
公称施設能力 (m ³ /日)	17300	17,300	17,300	17,300	17,300	17,300	17,300	17,300	17,300	17,300
1日最大配水量 (m ³ /日)	13391	14,129	12,927	13,715	13,020	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500
最大稼働率 (%)	77	82	75	79	75	78	78	78	78	78
供給単価 (円/m ³)	145	145	145	145	152	163	146	146	145	145
給水原価 (円/m ³)	143	144	144	145	149	135	124	113	111	111

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

・本市の水道事業は、上水道事業1事業、簡易水道事業9事業、飲料水供給事業が6事業の計16事業の水道事業がある。その普及率は、伊予地域が98.3%、中山地域が63.8%、双海地域が53.8%となっている。特に水道普及率の低い双海地域、中でも、小規模で老朽化が著しい水道事業が隣接し、周辺に未給水区域が多く点在する上瀬地域の整備を最優先に、水道事業の基盤整備に着手することとしている。その整備方法は、既存の3簡易水道の水源を有効に活用するとともに、新規水源から原水を、一旦、集約浄水場に集め、高度処理した浄水を再配分するとともに、7集落の未給水区域にも供給するもので、国庫補助事業の採択を受け、平成25年度から平成28年度の4箇年で、概算総事業費16億3,000円を投資し整備するものである。

なお、事業名は「上瀬地区簡易水道統合整備事業」である。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

料金改定により改善効果額計算書

消費税抜き

単位：百万円

	H22決算	H23決算	H24予算
家庭用	300	315	335
団体用	55	55	60
営業用	177	175	194
湯屋・臨時用	1	1	1
合計	532	546	589

		H23. 9月から改定	
改善効果額		14	43